

令和3年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和3年6月14日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	報告第 3号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	報 告
第 4	報告第 4号	繰越明許費繰越しの報告について（介護保険特別会計）	
第 5	報告第 5号	継続費繰越しの報告について（一般会計）	
第 6	報告第 7号	大竹市土地開発公社の経営状況について	報 告
第 7	認 第 6号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市一般会計補正予算（第1号））	即 決
第 8	認 第 7号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））	即 決
第 9	議案第43号	令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	総務文教付託
第10	報告第 6号	予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）	報 告
第11	議案第41号	大竹市上下水道料金審議会条例の制定について	
第12	議案第44号	令和3年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）	
第13	議案第45号	令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	生活環境付託
第14	認 第 4号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）	即 決 （一 括）
第15	認 第 5号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）	
第16	議案第39号	押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備について	総務文教付託 （一 括）
第17	議案第40号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について	
第18	議案第42号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託
第19	意見書案第1号	日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について	即 決

第20 令和3年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願 総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 3号から日程第 9 議案第43号 (報告・説明・表決・付託)
- 日程第10 報告第 6号から日程第13 議案第45号 (報告・説明・付託)
- 日程第14 認 第 4号から日程第15 認 第 5号 (説明・表決)
- 日程第16 議案第39号から日程第17 議案第40号 (説明・付託)
- 日程第18 議案第42号 (説明・付託)
- 日程第19 意見書案第1号 (説明・表決)
- 日程第20 令和3年請願第2号 (付託)

○出席議員 (16人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日城 究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育 長	小西啓二
総	務 部 長	中村一誠
市	民 生 活 部 長	三原尚美
健康福祉部長兼福祉事務所長		豊原 学
建	設 部 長	山本茂広
上	下 水 道 局 長	古賀正則
消	防 長	佐伯和規
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		柿本 剛
危	機 管 理 課 長	田中宏幸
企	画 財 政 課 長	三井佳和
保	健 医 療 課 長	松重幸恵
監	理 課 長	小田健治

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

三 上 健
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせがございます。

新型コロナウイルス感染予防のため、本会議50分を目安にして休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思っております。皆様の御協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番、小田上尚典議員、7番、賀屋幸治議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第2、一般質問を行います。

6月11日の一般質問を継続します。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） 16番、くろがねの山本でございます。

3月定例会から今日までの期間に、非常に大きな政治的な発展と申しますか、有権者の政治に対する厳しい目が向けられたということの中で、広島県の選挙、あるいは長野県の選挙、北海道の選挙、いずれも金権政治に対する有権者の厳しい審判が下されまして、その後の地方選挙においても、多くのところでこれまでどおりの選挙資金を受けるとか、あるいは金による運動員の費用を支払うと、こういうことに対する一定の批判がありました。そうしたことへの拒否が見られるという事例さえ、マスコミ報道によりますと、この間の地方選挙の中でも明らかになっていると報道されています。

そこで私は、具体的にさきの選挙で当落を争った宮口氏、西田氏、この方の選挙に使われた費用がどうであったかということに、私自身も関心を持ちました。

これはあるマスコミの報道ですが、運動費は自民党の西田氏が2,158万円使われたそうです。これは公職選挙法にのっとっての選挙管理委員会への報告による数字だそうです。宮口氏のほうは1,200万円、ですから西田氏の半分使われて、当選を果たされておる。私はこの数字を見て、依然として金権政治というのは改まっておらないと。

この10月にも国政選挙がございます。金権政治に対する有権者の厳しい批判が正しくこれからの政治に反映をされて、主権者たる有権者の皆さんの声が生かされる、そういう方向でさらなる発展ができることを期待もし、私自身も微力ながらそういう方向での思いを強めて、有権者の皆さんとの意思を共有して進みたいと願っております。

それでは本題に入らせていただきますが、これは2月26日に中国新聞に載った記事なんですが、大竹市で広島市の医師会など、関係団体が広島西医療センターに参集されまして、ワクチンの接種についてのこれからの取り組みなり、市としてのそれなりのワクチン接種の普及についての思いなどが話し合われたと報道されております。

これは2月26日の記事ですから、会議が開かれたのはそれより前だということになるろう

かと思うんですね。その後、大竹市の社会的なこのワクチンの接種、あるいは高齢者を対象にした接種の状況というのは現時点でどうなっておるのか、まずお聞かせをお願いしたいと思います。

それで今問題になっておるのは、菅内閣総理大臣も明言されておりますが、年内には全ての国民のワクチン接種を終えると、こういうふうに言われるんですが、具体的に県・市の段階ではどういう日程で、高齢者のワクチン接種が終われば、次はどのような年代にその取り組みが進むのか、そういった全体像も含めて、話を聞かせていただきたいと思うんです。

それで進んでいるところでは、ワクチンの1回目の接種が、高齢者については52%終わったと。これが終われば2回目の接種に取り組むとされておるんですが、大竹市の場合、対象とされている高齢者の皆さんは、1回目がどこまで済んでおるのか。2回目の接種は、日程的にはいつ終わる予定で取り組みをされておるのか。

それで問題なのは、このワクチンの供給が、市が一方的に必要な量を、県や国に独自に求める仕組みにはなっていない。国や県から自治体ごとにワクチンを供給するというのが、仕組みとしては前提になっている。ですから、市町村段階で幾ら接種をスムーズにやろうとしても、ワクチンそのものが供給されなければできないという悩みがあるようにも、これは言われておるんですね。そこのところはどのような仕組みになるんですか。

それで、この接種の加速について、全国知事会でも一日も早く全ての国民に接種ができるような国の責任ある対応を発揮してほしいという要望をしておるということも、これは6月11日です。最近のマスコミ報道で、これは言われている。

同時に、このワクチンの接種に関連をして、接種に当たってのミスがあちこちで発生をしていると。それでその国のほうは、そういった事例が多発しているんで、再発防止に取り組むための事例集を作成するということすら報道をされておるわけですが、どのようなミスが起きるかといえば、これは一定の温度に冷凍することになっとるらしいですね。ところがその冷凍保管をしないままに、常温の状態でも保管がされておったと。しかもそれをそのまま接種をしたという事例さえあるということが言われておりますね。冷凍庫で保管することになっとる分が、誤って冷蔵庫に入れとったと。

それで接種を予定をされた人が、いろんな事情で接種に来られなかったと。そうすると、いわゆるキャンセルですね。キャンセルしたものをまた冷凍庫に入れて大事に使うんかといえば、それは使わんと破棄してしまうということを含めたミスといいますか、事例があちこちで起きていられると言われているんですが、そういうことを見たり聞かされたりすると、誰が一体そういうことに対する責任ある指導、監督といいますか、やるのか。それで市のほうの体制は、そういった面での取り組みはどうされとるんか。こういったあたりをまず聞かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それからもう1つの、土地利用規制法というのが今、国会で衆議院はもう可決して、参議院で審議されとるようですけれども、これは国のほうから関係自治体として、こういう法律を国会に提出して、それで施行期日が決まって、具体的に効力を発揮するような状況になった場合には、関係自治体はこういうふうな取り組みなり、こういう体制をすること

になるから、それなりの準備なり、それなりの担当を決めて取り組むようにしてほしいということが、国から何か示唆があったんですか。そこのところをまず聞かせてもらいたいと思います。

それで、このことに関連して、わしも不勉強ですから、マスコミ報道や国会のこのやり取りを聞く範囲のことしか理解がしようがないんですが、ただ、経験から言うと、大竹市は御承知のように、戦前は海軍潜水学校があったり、海軍兵学校があったり、隣には陸軍燃料廠があったり、軍の機密なり、大変重要な位置を占めた土地柄で、そういう状況の下で大竹市のこの市域の土地については、個人所有が制度の上では基本とされながらも、軍の意向によってどうにでもなるということが、私は新町三丁目に住んでおりますけれども、新町三丁目に住んで大方48年になります、その間県やら市から聞いた話が、兵隊さんが4列縦隊で歩くのに道が狭いから、ここは広げると言うんで、軍がそういう指示をしたら、もううんもすんもない、そこが道路にされると。しかも土地代は1銭ももらわんと。

そして、私が新町にお世話になってからそういうことが持ち込まれて、ここは登記もしてもなけりゃ、固定資産税が減額されとることでもないんだと。戦前のままに私たちの土地が軍の命令で取られて、道路になったと。こういう相談を持ち込まれて、それで私は当時の建設部長や、市の責任ある職員の皆さんとも協議を重ねて、何とか、無償のまま道路にするようなことはいけないし、しかも税金もそのままだというようなことではいけないのではないかというようなことで、そんなことに一時期、地元の関係者と一緒になって取り組んだ経験があるんですが、そのようにこの土地利用規制法というのは、主権を大幅に制限をして、しかもそこに住んでおる人の日常的生活の実態、思想調査まですることができるといふふうに、戦前の法律、変わらないということが危惧されておると。それで既に日本弁護士連合会のほうでも、こういう法律を国会で多数を頼んで法制化することとは、戦前と同じような国民の主権侵害だと、現行憲法に照らしてもそういうことがあってはいけないという声明がされておりますけれども、こうした法律について、出来得るなら、大竹市も岩国基地に隣接するまちであり、いつそういう法律の下で主権が侵害されると、そこにその人たちの思想調査も含めたことが平然とやられるようなことを許してはならないと思うんですが、最初に申しあげましたように、国のほうから関係自治体に対する示唆なりあったのかどうかということから、話を聞かせてもらえたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） 大竹市を思われ、市民の皆さんを思われての50年以上にわたっての議員生活で、いつも問題に真摯に向かわれる議員のお姿に、頭の下がる思いでございます。御質問ありがとうございます。予定した原稿どおりにお答えをさせていただきます。

山本議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、新型コロナウイルスワクチンの接種についてです。

初めに、現時点の本市の接種状況及び進捗状況について御説明します。ワクチン接種の対象者は、12歳以上の市民約2万4,300人です。国が示している接種順位に基づき、接種券を配付し、接種を開始しています。

本市では、令和3年2月から、広島県主体で、医療従事者向けの先行接種、優先接種が始まりました。現在は、市が実施主体となり、65歳以上の方を対象に、大竹市医師会及び広島西医療センターに御協力いただき、ワクチン接種を実施しています。

接種方法には、集団接種と個別接種があります。集団接種は5月10日から、広島西医療センター特設会場において、祝日を除く平日午後を実施しています。個別接種も市内12医療機関で5月24日から開始し、また、高齢者施設などの入所者の接種も、各施設の嘱託医に御協力いただき、順次接種を行っています。

医療関係者の御尽力もあり、令和3年6月10日時点での65歳以上の方の1回目の接種状況は、集団接種と個別接種を合わせて約49%の接種率となっています。この場をお借りして、大竹市医師会、広島西医療センターの先生を初め、関係される皆様に心より感謝を申し上げます。

65歳以上の方の接種完了後、基礎疾患のある方などを優先して接種する方針です。国の試算では人口の8.2%とあり、本市では約2,200名を見込んでいます。これらの対象となる方については、医師の診断書や意見書を必要とせず、申告のみで優先的に接種できるよう、現在、接種券の発行を準備中です。

また、高齢者施設などの従事者の方にも、基礎疾患のある方と同じ時期に接種していただけるよう、調整しています。

それ以外の方の接種については順次始められるよう、準備を進めているところです。

接種完了の時期ですが、65歳以上の方の接種は、国が示した7月末の完了を目指して努力しているところです。また、6月9日に内閣総理大臣がワクチン接種について、10月から11月にかけて希望する方、全てに終わることを実現したいと表明されたところですが、現段階ではワクチンの確実な供給量や日程など、詳細について具体的に示されておりませんので、市として、確実な市民へのワクチン接種の終了時期について申し上げることは難しいと考えております。

しかしながら、市民の皆様が安心していただくため、ワクチン接種を一刻も早く進めることができますよう、大竹市医師会及び広島西医療センターに御協力をいただきながら取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止策についてです。

感染拡大防止策は、国及び都道府県が、中心的・主導的な役割を担っており、市は県の方針に沿って、感染拡大防止などに取り組んでいるところです。

現在、県では対策を緩められる状況にはないことから、5月16日から5月31日までの緊急事態宣言が6月20日までに延長されました。引き続き、人と人との接触を削減し、感染を抑え込むため、外出半減や、20時以降の外出は控える、同居家族以外との会食はしないなどを徹底するよう要請されています。市としましても、県の要請に従い、引き続き感染予防の周知・啓発を努めてまいります。

PCR検査の実施については、PCRセンターの全県展開として、県内6カ所で県内全市町の住民及び勤務されている方で無症状の方を対象とした、完全予約制の唾液による検査を実施しています。また、県医師会や民間の検査機関の協力を得て、発熱などの症状が

ある方を対象に、身近な医療機関での唾液によるPCR検査を可能とすることにより、早期の新規感染者の把握及び入院などの措置の徹底を図ることとしており、県内の1,000カ所余りの医療機関の協力が得られています。ただし、診療に混乱を来さないよう、施設名や市町ごとの施設数は非公表とされており、御理解をいただきたいと思っております。

このように、県による感染拡大防止の取り組みが進められる中、市としてはワクチン接種を一刻も早く進めることが重要であると考えており、市独自に検査体制の整備などを実施することは、現段階では考えておりません。まずは、国・県の取り組みをはじめ、関係機関とも情報を共有し、市民の皆様の安心につながるような情報を都度お知らせしてまいります。

次に、2点目の土地利用規制法案についてです。

この法案は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案といい、現在、通常国会において審議されているところで、確定したものではありません。内閣官房が公表している概要資料などの内容を基にお答えすることを御了承いただきたいと思っております。

この法律の目的は、防衛関係施設などの重要施設及び国境離島などの機能を阻害する土地などの利用を防止するものです。基本方針として、重要施設及び国境離島などの機能を阻害する土地などの利用の防止に関する基本的方向、注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項、土地などの利用の状況などの調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する事項が定められています。

注視区域とは、重要施設の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域において、法律の目的に即して必要があるものを、内閣総理大臣が告示により個別指定することができるものです。

指定に当たっては、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聞くこととされています。

また、特別注視区域とは、機能が特に重要なもの、または機能を阻害することが容易であるものを、特定重要施設及び特定国境離島などとして、先に説明した注視区域と同様に、内閣総理大臣が告示により、個別指定することができるものとございます。

注視区域において、内閣総理大臣は土地などの利用状況の調査を行うものとしており、必要がある場合は地方公共団体の長その他の執行機関に対し、土地利用者などの氏名や住所などの情報提供を求めることができるとされています。

この注視区域内にある土地などの利用者が、当該土地などを重要施設の機能を阻害する、または明らかに阻害するおそれがあると認められるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴き、必要な措置をとるべき旨を勧告することができるものとされています。

正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、当該措置をとるよう命令することができることとされており、この命令に違反すると2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、または、この両方に処せられることとされています。

また、特別注視区域内においては、土地などの所有権移転などに際し、当事者の氏名、住所のほか、土地などの所在、面積、利用目的などを内閣総理大臣に事前届出することと

されており、この届出に違反があった場合は、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることとされています。

なお、勧告を受けた者が、必要な措置をとったことで、損害を受け、または他人に損害を与える場合は、国が損失の補償を行うなどが定められています。

現時点で、この法律の具体的な内容は、国から示されておらず、事前協議もありません。また、本市に注視区域などの指定があるかどうかもわかっていません。今後、国から詳細が示された際は、制度の周知を行うとともに、適切に対応してまいります。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 新型コロナウイルスの感染防止のためのワクチンの接種の問題なんですけれども、これは6月6日のマスコミ報道ですが、一般接種時期未定という大きな見出しで報道されとるんですが、高齢者の1回、2回の接種が現在どこまで進んでおるんですか。この6月1日の新聞では、大竹市は33%、接種回数は3,091回。こういう数字がここへ載っておるんですが、先ほどの答弁の中で、このところは既に数字を挙げて、実態を示されたかと思うんですが、もう一回現状どうなつとるかということをはっきりと明らかにしてもらいたいと思います。

それで接種率の向上のために、どの市町村でも非常に苦労されていると報道されておりますね。ですからワクチンそのものが市町村段階で取り組まれるテンポに合わせて供給されているかどうかということも、私は疑問に思っているんですが、そのところは大丈夫なんですかね。

それで一日も早く全市民にワクチン接種ができて、新型コロナウイルスの感染予防に万全を期すということになることが望ましいわけなんで、そこに向かってのやっぱり市町村段階での取り組みなり、その取り組みに合わせた国なり県なりの支援体制、供給体制、こういうことが求められておると思うんですが、そのところをもう一度お願いします。

それと土地利用規制法案の問題ですが、法律の条文上は明確な規定がないと言われておるんですが、市のほうではこの法律の条文案なるものは、見られたんですか。見られたんなら、私が今お聞きしたいということをお願いをしている、条文上は明確な規定がない、むしろ関係機関、法律が国会で成立すると、それを施行する担当機関の思惑でどうにでもなるということが、専門家の間でも指摘されとるんじゃないかね。そんな法律というのはあってはいけんじゃないかと思うんですが、もし市のほうで国からこういう法案の審議がされて、市町村段階ではそれなりの対応を準備するなり、担当者を決めて法律が施行される段階ではそれなりの責任ある取り組みをしてほしいということがあったんならあったように言ってもらえればいいんですが、その辺を私は非常に心配しておる。

先ほども申し上げましたように、一旦これが施行されて法律として生きてくると、権力というのは非常に恐ろしいわけですからね。国民が知らん間に無権利状態にされたり、主権が大幅に制限されるということにもなるわけですから、そうならんようにという思いを込めて、重ねて質問させてもらいました。よろしくお願いします。

○議長（細川雅子） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 新型コロナワクチンの接種率についての御質問があったかと思ひます。6月10日現在、先ほども市長が申しましたとおり、約49%ですね。接種回数といたしましては、1回目が4,574回終わっております。2回目につきましては1,242回で、13.2%ということになります。

そして、ワクチンの分配量についてでございます。こちらにつきましては、市のほうも確定量がなかなか決まらないものですから、集団接種と個別接種医療機関にどれだけ分配するかということをつつも2週間に1回、分配量を決めていくわけなんですけど、このあたりがなかなか難しいという状況ではございます。

65歳以上のワクチン量につきましては、県のほうも7月末までの接種できる量が確保できたと思っておりますけれども、7月までのどのタイミングでどの量が入るかというところもまだ確定はしていないという状況でありますので、なかなか難しいワクチンの分配の仕方をしておるという状況でございます。

大竹市におきましては、集団接種の量と個別接種医療機関の量なんですけれども、個別接種医療機関に次の2週間後どれぐらい必要かというのを丁寧に聞いており、その量は確保できる量をいただけるように努力はしているという状況です。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 先ほど2点ほど御質問あったかと思ひます。

まず、条文で明確な規定がないというふうにもマスコミ報道でされているということでございますけれども、恐らくこの調査に関する部分での明確な部分がないんじゃないかということだと思ひんですが、条文自体は市長答弁にもありましたように、内閣官房のホームページのほうに法案等、あと概要資料等も公開されております。

その法案文の中身を読みますけれども、先ほどの調査の件ですが、第7条第1項で、内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる。と規定されております。

また、同条第2項では、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあったときには、同項に規定する情報を提供するものとする。というような規定がございます。

ここで、先ほど言いました第1項のその他政令で定めるもの、この政令で定めるものという部分については何もまだ公開されておられませんし、決まったものでございませぬので、その部分が不明瞭というような報道がされているものと思ひます。

それから2点目ですが、関係機関の思惑でどうにでもなるような広げ方がされるんじゃないかという御懸念でございます。こちらも法案文によりますと、第5条第1項、こちらで、また法案文読みますけれども、内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防

止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。と規定されておられまして、また、この同条第2項では、内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。と規定されております。

こういった審議会の意見も聴くという規定になっておりますので、裁量のみで広がるものではないと今は理解しております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） この法案については大いに勉強もしていかないといかんと思っておりますが、政令で規定するということが自体が、行政の重要な位置におられる市長以下、政令というのは法律に載らんでしょうが。そうでしょう。だからここが問題なんですよ。

大竹市の条例でもそうでしょう。条例に明文化してないけれども、規則でこうなるとるんですと、こうしましたと言われたら、既にそれは行政権の執行の後、我々は知ると。そこで初めて問題にするということになってきた事例というのは、今までにたくさんありますよ。そういうことがあっちゃいけんから、私は私なりの理解の範囲で質問させてもろうとるんです。

時間も来ましたんで、私も勉強します。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

11時に再開します。

~~~~~○~~~~~

10時50分 休憩

11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第9〔一括上程〕

報告第 3号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 4号 繰越明許費繰越しの報告について（介護保険特別会計）

報告第 5号 継続費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 7号 大竹市土地開発公社の経営状況について

認 第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市一般会計補正予算（第1号））

認 第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））

議案第43号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

○議長（細川雅子） 日程第3、報告第3号繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）から、日程第9、議案第43号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）に至る7件を

議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（太田勲男） 報告第3号から報告第5号及び報告第7号、認第6号及び認第7号、議案第43号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第3号及び報告第4号につきましては、令和2年度から令和3年度へ繰り越す事業につきまして、このたび繰越計算書を調製いたしましたので、御報告させていただきます。

それではまず、1ページからの報告第3号繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）を御説明申し上げます。

第2款総務費の旧穂仁原小学校校舎解体等事業は、広島県と年度内に移転補償契約を締結し、令和3年度中に土地を引き渡す予定のため、3月補正において予算措置をしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

業務用パソコン設定事業は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、業務用パソコンの納期が遅れ、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

住民基本台帳システム改修事業及び戸籍システム改修事業は、システムの改修に必要なソフトウェアの配布時期が令和3年度となり、年度内での事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

コンビニ等交付システム構築事業は、システム構築に1年近くの期間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第4款衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルスワクチン接種の開始が令和3年度以降となったため、年度内の事業完了に至らず、繰り越したものでございます。

出産育児応援給付金給付事業は、給付金の申請を14日以内としているため、誕生日によっては、給付金申請日が令和3年度になることが予想されるため、繰り越したものでございます。

災害廃棄物処理計画改定事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、廃棄物の共同処理を行っている廿日市市・和木町との調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第6款農林水産業費の比作地区林地崩壊対策事業は、広島県及び関係者との協議に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第7款商工費のクーポン券発行事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ消費を喚起するため、3月補正において予算措置をしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

頑張る飲食事業者応援事業は、広島県が売り上げの減少した飲食事業者に対する支援を実施し、市がその経費の一部を負担することとなっており、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

雇用調整助成金等受給サポート事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の現状を踏まえ、国の方針に沿って広島県が当該事業を延長し、市においても事業を延長することとなったため、繰り越したものでございます。

第8款土木費のトンネル調査補修設計事業及び橋りょう補修調査設計等事業は、国の交付金を活用し、令和3年度予定事業を前倒して行うため、3月補正において予算措置をしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

恵川橋歩道整備事業は、2回の入札不調により契約時期が遅れ、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

元町木野線道路改良事業は、施工方法の検討及び関係機関との協議に不測の事態が生じ、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

小方4号線道路改良事業は、測量設計業務において、関係機関等の協議に時間を要し、工事発注が遅れたことにより、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

青木踏切改良事業は、工事竣工に伴う用地の買収について、境界立会等の日程調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

県営事業負担金（道路）、県営事業負担金（砂防）及び県営事業負担金（港湾）は、広島県が施工する道路、砂防及び港湾の整備について、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

一般河川（水路）浚渫事業は、河川の土砂しゅんせつ範囲が広大で土量が多く、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

御園第1公園整備事業は、移転先である市営御園住宅2号棟及び3号棟跡地において、既存の雨水排水管等の撤去など、工事工程の調整の必要性が生じ、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

市営住宅御園団地整備事業は、岩国大竹道路整備事業に伴い、広島国道事務所の要望による早期の工事着手及び用地引渡しのため、12月補正において予算措置をいたしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

第9款消費費の防災行政無線子局撤去事業は、旧穂仁原小学校用地の広島県への引渡しに伴い、校舎に付随する防災行政無線を撤去するため、3月補正において予算措置をいたしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

第10款教育費の旧穂仁原小学校動産処分等事業は、旧穂仁原小学校用地の広島県への引渡しに伴い、校舎の解体工事に先立って校舎内の物品の撤去及び処分を行うため、3月補正において予算措置をいたしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

小学校施設天井改修事業は、落下防止対策が求められている吊天井の改修を行うため、3月補正において予算措置をしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

次に、5ページからの報告第4号繰越明許費繰越しの報告について（介護保険特別会計）を御説明申し上げます。

第1款総務費の介護保険システム改修事業は、介護報酬改定等に対応するソフトウェアの配布時期が令和3年度となり、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

次に、8ページからの報告第5号継続費繰越しの報告について説明申し上げます。

第3款民生費の市立保育所等整備事業は、令和2年度から令和3年度の2カ年の継続費を設定しておりますが、令和2年度の予算210万500円を、令和3年度へ逓次、繰り越したものでございます。

第8款土木費の大竹駅周辺整備事業は、平成30年度から令和5年度の6カ年の継続費を設定しておりますが、令和2年度の予算10億1,352万8,910円を令和3年度へ逓次、繰り越したものでございます。

次に、16ページからの報告第7号大竹市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

まず、事業概要でございますが、令和2年度中に取得した用地はありませんでした。処分した用地につきましては、大竹駅前周辺整備再開事業、大願寺山宅地造成事業及び中市立戸線道路改築事業の代替地計3件を、総額3,534万7,202円で処分いたしました。

続きまして、収益的収支につきましては、御説明申し上げます。

収入総額は1億946万4,052円であり、支出総額は1億722万2,156円で、差し引き224万1,896円の純利益となりました。

なお、財務諸表につきましては、決算書に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、報告第3号から報告第5号及び報告第7号の説明を終わります。

次に、30ページからの認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度大竹市一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため実施される低所得のひとり親世帯への子育て世帯生活支援特別給付金の支給を4月中に速やかに行うため、その予算措置が必要となりました。

このため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月15日付で専決処分したものでございます。御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に1,715万3,000円を追加し、予算総額を155億8,073万円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において、子育て世帯生活支援特別給付金1,595万円のほか、職員手当等106万3,000円、消耗品費10万円等の事務費を計上し、歳入として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費国庫補助金1,595万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費国庫補助金120万3,000円を追加したものでございます。

次に、37ページからの認第7号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和2年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足することが

明らかとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和3年度の歳入を繰り上げてこれに充てるための予算措置が必要となりました。

このため、地方自治法179条第1項の規定により、令和3年5月20日付で専決処分をいたしましたので、御承認をお願い申し上げるものでございます。

専決いたしました補正予算は、歳入歳出予算の総額に5億3,656万円を追加し、予算総額を8億2,749万4,000円とするとともに、一時借入金の借入最高額に5億3,600万円を追加し、一時借入金の借入最高額を8億2,600万円とするものでございます。

続きまして、今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った令和2年度の決算状況を御説明申し上げます。

歳入総額は2億6,326万3,359円となる見込みでございます。

内訳といたしましては、晴海一般分譲用地等の土地売払収入が約4,070万円、晴海商業用地等の土地貸付収入が約2,330万円、一般会計繰入金が約1億9,930万円でございます。

歳出の総額は7億9,982万3,316円となる見込みでございます。

内訳としましては、各造成地の維持管理経費が約130万円、公債費が約2億7,420万円、令和元年度決算における繰上充用金が約5億2,430万円でございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと、5億3,655万9,957円が不足となる見込みであり、この金額を令和2年度の不足額として、令和3年度の歳入を繰り上げて充用したものでございます。

以上で、認第6号及び認第7号の説明を終わります。

次に、54ページからの議案第43号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3,431万円を追加し、予算総額を156億1,504万円にするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により58ページの歳出から説明をいたします。

第2款総務費は、530万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、自治会活動に必要な備品整備費用を自治会等に補助するものでございます。

第3款民生費は、2,395万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための費用を計上するものでございます。

第9款消防費は、50万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、自主防災組織の活動に必要な備品整備費用を自治会に補助するものでございます。

第10款教育費は、456万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、スポーツ振興くじ助成金を財源として、総合体育館武道場の畳を更新するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、57ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第15款国庫支出金は2,395万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、歳出に計上しております子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に対する国庫補助金を計上するものでございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第21款諸収入は895万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を580万円、スポーツ振興くじ助成金を315万5,000円計上するものでございます。

以上で、報告第3号から報告第5号及び報告第7号、認第6号及び認第7号、議案第43号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち、報告第3号、報告第4号、報告第5号及び報告第7号の4件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

認第6号及び認第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、本2件の一括討論に入ります。討論の通告は受けておりませんが、討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、認第6号及び認第7号を一括採決いたします。

本2件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件を承認することに決しました。

議案第43号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~


日程第10～日程第13〔一括上程〕

報告第6号 予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）

議案第41号 大竹市上下水道料金審議会条例の制定について

議案第44号 令和3年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第45号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第10、報告第6号予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）から、日程第13、議案第45号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に至る4件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 報告第6号、議案第41号、議案第44号及び議案第45号につきまして、一括して説明を申し上げます。

報告第6号予算繰越しの報告について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度大竹市水道事業会計及び令和2年度大竹市公共下水道事業会計における建設改良費の繰越しを、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものでございます。

初めに、水道事業会計の防鹿水源地3号ろ過池改良事業でございます。

本事業は、老朽化している防鹿水源地の緩速ろ過池を順次改良していくものでございますが、当初発注の一般競争入札での応募がなく、再入札の手續に時間を要した結果、工事の発注が遅れたため、年度内の完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

続きまして、本町二丁目・新町三丁目地内配水管改良事業でございます。

本事業は、令和3年1月初旬の寒波に伴う凍結防止対策、地元住民への交通安全対策等の日程調整に時間を要したため、年度内の完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

続きまして、御園台地内配水管改良事業でございます。

本事業は、国土交通省所管の岩国大竹道路事業に伴う水道管の移設工事でございますが、国の事業の進捗の遅れに加え、移設に係る国との補償協議に時間を要した結果、工事の発注が遅れたため年度内の完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計の大竹下水処理場電気機械設備改築更新事業でございます。

本事業は、老朽化した下水処理場電気機械設備の改築更新工事でございますが、沈殿池の水を抜いて施設の状況を確認したところ、次年度更新予定であった越流堰等の銅板に、想定以上の腐食が確認されました。

当該箇所を早急に更新する必要性が生じ、施工箇所を追加したため、年度内の完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

続きまして、小方ポンプ場・小方雨水排水ポンプ場健全度判定分解調査事業でございます。

本事業は、ポンプ場の健全度判定のために分解調査を行うものですが、事業発注後に分解に必要な交換部品であるベアリングの納期が想定以上に必要であることが判明したため、年度内の完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

最後に、大竹第一排水区内水ハザードマップ作成事業及び小島雨水・合流ポンプ場他耐水化計画基本構想策定事業でございます。

本2事業は、令和3年度当初予算で予定していた事業ですが、国の令和2年度補正予算（第3号）の成立に伴い、本市の令和2年度補正予算（第3号）に前倒しで予算計上したものであり、翌年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

次に、議案第41号大竹市上下水道料金審議会条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、地方公営企業法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させる機関として、大竹市上下水道料金審議会を設置しようとするものでございます。

水道料金及び公共下水道使用料については、令和2年度に策定した大竹市水道事業経営戦略及び大竹市公共下水道事業経営戦略において、両事業とも料金改定を行わなかった場合には、今後、純損失を計上する見込みとなっており、定期的な料金水準の見直しが必要となっております。

つきましては、水道料金並びに公共下水道使用料について審議する審議会を設置し、適正な料金について、幅広い審議をいただきたいと考えております。

なお、審議会には、学識経験者の方や、水道・公共下水道の利用者等を委員とする10名以内の組織とする予定です。

次に、議案第44号令和3年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、先ほど御説明申し上げた大竹市上下水道料金審議会に係る委員の報酬及び費用弁償として、上水道事業費用の営業費用を18万8,000円増額し、収益的支出の総額を5億5,376万円とするものでございます。

審議会委員の報酬は勤務1日につき7,200円とし、費用弁償については、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき算定することとしています。

最後に、議案第45号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、大竹下水処理場から排出される脱水汚泥の処理業務委託料についてでございます。

例年、本業務は本市と和木町が共同で実施しており、入札業務は和木町が行っています。令和3年度分の業務について入札を行ったところ、予定価格以下での応札がなく、不調となりました。そこで、業務期間を令和3年4月から6月の3カ月間に絞って再度入札を実施したところ、予定価格以下での応札があり、契約を締結した次第ですが、落札業者は7月以降の業務は受諾できない意向であり、他の指名業者の価格では予算が不足する見込みであるため、下水道事業費用の営業費用を1,072万5,000円増額し、収益的支出の総額を9

億8,346万5,000円とするものでございます。

以上で、報告第6号、議案第41号、議案第44号及び議案第45号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち、報告第6号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第41号、議案第44号及び議案第45号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第15〔一括上程〕

認 第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）

認 第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（細川雅子） 日程第14、認第4号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）及び日程第15、認第5号専決処分の承認を求めることについて（大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 認第4号及び認第5号につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

初めに、認第4号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、一部が令和3年4月1日から施行されました。直ちに大竹市税条例等の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をいたしました。同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正内容は、市民税関係が2点、軽自動車税関係が3点、固定資産税関係が4点ございます。

まず、市民税に関する改正点です。

1点目として、個人の市民税に係る扶養親族等申告書などについて、申告書などに記載すべき事項を、電子提出の方法により提供できる要件を変更するものです。

2点目として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、取得住宅への入居が遅れ

た個人市民税所得割の納税義務者に対し、令和16年度分までの13年間の控除期間とする住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年間延長するものです。

次に、軽自動車税に関する改正点です。

1点目として、環境への負荷の低減が顕著な車における環境性能割についてです。令和3年度及び令和4年度における税率の軽減措置の適用対象車を現行と同じ水準としつつ、令和12年度燃費基準の下での税率の適用区分を規定するものです。

2点目として、自家用乗用車における環境性能割の軽減措置については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に配慮し、取得対象期間を9カ月間延長し、令和3年12月31日までといたします。

3点目として、環境負荷が少ない性能の新車を取得した場合の、翌年度分における種別割の軽減措置についてです。新たな燃費基準の下での適用対象を規定し、取得対象期間を2年間延長し、令和5年3月31日までとするものです。

次に、固定資産税に関する改正点です。

1点目として、令和3年度の評価替えに伴う宅地等及び農地の負担調整の特例措置についてです。令和3年度から令和5年度までの負担調整措置は、現行の仕組みを継続いたします。

2点目として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による納税者の負担感に配慮し、宅地等及び農地の負担調整の特例措置等により税額が増加する土地について、令和3年度に限り前年度の課税標準額に据え置く規定を新設するものです。

3点目として、生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に係る課税標準の特例措置の見直しに伴い、規定を整理しています。

4点目として、用途が前年度と異なる宅地等について、税負担の調整に当たり、当初から変更後の用途と見なす特例措置の適用期限を3年間延長し、令和5年度までとするものです。

そのほか法律改正に伴い、条例の引用条項にずれが生じたものについて、所要の整理を行っています。

また、都市計画税条例についても、税条例と同様、令和3年度の評価替えに伴う改正並びに地方税法の改正による課税標準の特例に係る引用条項の整備及び字句の修正を行っています。

最後に附則でございます。施行期日は令和3年4月1日とし、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税に関する経過措置を規定しています。

続きまして、認第5号専決処分の承認を求めることについて（大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、令和3年3月31日に公布されました。

直ちに大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項

の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をいたしました。同条第3項の規定により、議会に報告し承認をお願いするものでございます。

改正内容は、固定資産税の課税免除について、設備投資の適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までにするとともに、字句の修正を行ったものです。

以上で、認第4号及び認第5号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。

認第4号及び認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本2件の一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、認第4号及び認第5号を一括採決いたします。

本2件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件を承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第16～日程第17〔一括上程〕

議案第39号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備について

議案第40号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（細川雅子） 日程第16、議案第39号押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備について及び日程第17、議案第40号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中村一誠） 議案第39号及び議案第40号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、議案第39号押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備について提案理由を説明いたします。

御承知のとおり、昨年から国において急速に押印の見直しが進められ、全国の地方公共団体において、押印の見直しが行われています。

本市におきましても、行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、現在、個人、事業者及び職員に求めている書類への押印について見直しを行っているところであり、本条例は押印の見直しの一環として、条例において認印の押印が規定されているものについて認印の押印を不要とするよう、改めるものでございます。

条例以外の規則や要綱等で定められている手続については、現在、全ての手続の洗い出しを行い、押印の必要性の検討を行っているところであり、これらの手続についても順次見直しを行っていきたいと考えております。

なお、大竹市固定資産評価審査委員会条例については、併せて委員長の任期の規定等を改めるとともに、字句の修正を行うものでございます。

次に、議案第40号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について御説明申し上げます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法が令和3年5月19日に公布されたことに伴い、関連する条例の一部を改正しようとするものでございます。

まず、条例第1条の大竹市個人情報保護条例の改正についてでございます。

デジタル庁設置法の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、情報提供ネットワークシステムは、内閣総理大臣が設置し、管理することに変更されたため、大竹市個人情報保護条例第33条第2項に定める保有個人情報の訂正決定の通知先を、総務大臣から内閣総理大臣に変更するものでございます。

また、あわせて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号に、転職時等において使用者間での特定個人情報の提供を可能とする条項が新たに追加されたことに伴う条項ずれに対する改正を行うものでございます。

続きまして、条例第2条大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正につきましても、第1条と同様の理由により、条項ずれの修正を行うものでございます。

続きまして、条例第3条の大竹市手数料条例の改正についてでございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの発行主体が市から地方公共団体情報システム機構に変更され、地方公共団体情報システム機構が手数料を徴収することができることが新たに規定されたため、手数料条例における個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するというものでございます。

最後に附則でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法の

施行日である令和3年9月1日を条例の施行日としております。

以上で、議案第39号及び議案第40号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

議案第39号及び議案第40号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第18 議案第42号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第18、議案第42号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第42号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことなどに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容としましては、税制改正における個人所得課税の見直しに伴うものでございます。

税制改正により給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられたため、収入額が同じ場合、国民健康保険料の軽減判定に不利益が生じないよう、軽減判定基準の改正を行うものでございます。

施行日は公布の日とし、経過措置として改正後の規定は令和3年度分以後の保険料について適用し、令和2年度までの保険料については、なお従前の例によるものとしております。

以上で、議案第42号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

議案第42号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について

○議長（細川雅子） 日程第19、意見書案第1号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

7番、賀屋幸治議員。

○7番（賀屋幸治） 意見書案第1号、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書（案）

被爆から75年間の願いの証ともいえる核兵器禁止条約が、2021年（令和3年）1月22日に発効しました。核兵器の違法性を明記し、その全廃と世界中の核被害者（ヒバクシャ）の救済を定めた初の画期的な国際法で、批准する国は増え続けています（3月現在で54カ国）。

しかし、核保有国は条約を拒み、核軍拡の動きを強めているため、条約の実効性が疑問視されています。さらに、我が国も参加しない姿勢を変えず、国会の審議も深まりません。このままでは、私たちは原爆慰霊碑に顔向けができず、日本は世界に失望を広げ、やがて信頼を失うのでは、と恐れます。

核軍縮の流れをつくり、条約を有効に機能させるためには、どうしても核保有国を条約に引き入れなければなりません。それにはまず、国民、国会が条約に合意できる環境を早くつくって参加する国になること、そして核保有国を動かす努力をすることが唯一の戦争被爆国としての責務であると確信いたします。

我が国が核軍縮と核兵器廃絶を強める主導的役割を果たすため、国会と日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。皆様の御賛同をよろしく願います。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 令和3年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての  
請願

○議長（細川雅子） 日程第20、令和3年請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております令和3年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月15日から6月24日までの10日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、6月15日から6月24日までの10日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。6月15日は午前10時から総務文教委員会を、6月16日は午前10時から生活環境委員会を、6月17日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会をそれぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

6月25日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時49分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月14日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 小田上 尚典

大竹市議会議員 賀屋 幸治